

秋田市都市緑化推進専門部会設置規程

(設置)

第1条 秋田市都市緑化の推進に関する条例(平成14年秋田市条例第27号。以下「都市緑化推進条例」という。)に関する専門の事項を処理するため、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例(平成14年秋田市条例第25号)第12条の規定に基づき、秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会(以下「審議会」という。)に秋田市都市緑化推進専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、審議会が所掌する事務のうち、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 都市緑化推進条例第2条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく都市緑化推進基本方針に対する意見に関すること。
- (2) 都市緑化推進条例第3条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく緑化街区に対する意見に関すること。
- (3) 都市緑化推進条例第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保存樹に対する意見に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会によりその権限に属させられた事務

(会議)

第3条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 専門部会は、委員(専門部会に属する審議会の委員および専門委員をいう。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告等)

第4条 部会長は、専門部会の議決があったときは、遅滞なくこれを審議会の会長に報告しなければならない。

2 審議会の会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に基づき市長に対して意見を述べ、又は答申をするものとする。ただし、第2条第1号に掲げる事務に係る報告および同条第4号に掲げる事務のうち審議会の会長があらかじめ指定したものに係る報告については、審議会に諮るものとする。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、秋田市建設部公園課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。